

愛西市物品売買契約約款

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、契約書記載の物品の納入に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき履行しなければならない。

(納入方法)

第2条 受注者は、物品を納入しようとするときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

(検査)

第3条 発注者は、物品の納入を受けたときは遅滞なくその検査を行わなければならない。

2 検査の結果不良品があるときは、受注者は、当該不良品を直ちに引き取り、発注者の指定する日までに良品を納入するものとする。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。

3 検査に合格したときは、発注者は、物品を受領し、直ちに受領書を受注者に交付するものとする。

4 物品の検査に必要な費用及び検査のために変質し、消耗し、又はき損した物品の損失は、受注者の負担とする。

(危険負担)

第4条 前条第3項の受領の前に生じた物品の亡失、き損等は、すべて受注者の負担とする。

(担保責任)

第5条 物品納入後、発注者において、損傷等を発見した場合には、当該損傷等が発注者の過失による場合を除き、受注者は、発注者の指定する日までにこれを良品と交換し、又は修補するものとする。

2 前項の場合において、受注者が交換に応ずる期間は、検査が完了し、発注者が物品を受領した後1年間とする。

(代金の支払)

第6条 売買代金の支払は、検査が完了し、発注者が物品を受領した後受注者から支払請求書を受領した日から30日以内に行うものとする。

(納入遅延に対する遅延料)

第7条 受注者の責に帰する事由により、納入期限までに、物品を納入しない場合は、受注者

は、発注者に対して遅延料を支払うものとする。

2 前項の遅延料の額は、履行期限までにその債務を履行しない場合には、履行期限の延長を承認されたときを除き、遅延日数に応じ未履行部分相当額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「遅延利息の率」という。）を乗じて計算した額の違約金を納付しなければならない。

3 前項の違約金に100円未満の端数があるとき、又は違約金が100円未満であるときは、その端数金額又はその違約金は徴収しない。

（支払遅延に対する遅延利息）

第8条 発注者の責に帰する事由により第6条の支払期限までに売買代金を受注者に支払わない場合は、受注者は発注者に対して遅延利息を請求できるものとする。

2 前項の遅延利息の額について、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延利息の率を乗じて計算した遅延利息を発注者に請求することができる。

（発注者による解除等）

第9条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じて、発注者はその責を負わないものとする。

（1） 受注者が第1条に定める納入期限又は第3条第2項若しくは第5条第1項の規定により発注者の指定する日までに良品を納入しないとき。

（2） 受注者がこの契約を完全に履行する見込みがないと発注者が認めたとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（1） 前条第1号の規定によりこの契約が解除された場合

（2） 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責に帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

（1） 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

（2） 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14

年法律第154号)の規定により選任された管財人

- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

- 3 第1項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(談合その他不正行為に係る解除)

第11条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責を負わないものとする。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。))。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。))に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。))において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。))に入札(見積書の提出を含む。))が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(5) 受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 受注者が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるとし、このため受注者に損害が生じて、発注者はその責を負わないものとする。

(1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不当行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供給するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知り

ながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた発注者の損害の賠償を受注者に請求することができる。

(談合その他不正行為に係る違約金等の支払い)

第13条 受注者は、第11条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、違約金として、契約金額の10分の2に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者がこの契約を履行した後も、同様とする。

- 2 受注者は、次の各号のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。

- (1) 第11条第1項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
- (2) 第11条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 受注者が発注者に愛西市公共工事等入札者心得書第8条の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

- 3 前2項の規定にかかわらず、発注者は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

- 4 前3項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、違約金又は賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(談合その他不正行為及び暴力団等排除に係る報告)

第14条 受注者だけでなく、受注者の本社（本店）、支社（支店）及び営業所にかかわらず、第11条第1項各号又は第12条第1項各号の規定に該当した場合は、書面で10日以内に発注者に報告するものとする。

(妨害又は不当要求に対する届出義務)

第15条 受注者は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその請求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、その旨を発注者に報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。

2 受注者が、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

(費用の負担)

第16条 この契約の締結に要する費用及び物品納入に要する費用は、受注者の負担とする。

(疑義等の決定)

第17条 この約款に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者とは協議して定めるものとする。